

# さいたま市契約公報

第6号

令和5年3月31日発行

発行所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市役所

(財政局契約管理部契約課)

## 目次

### 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（1件）

- 児童生徒用タブレット型コンピュータ賃貸借（R5年）…………… 2

### 特定調達契約に係る一般競争入札の中止（4件）

- さいたま市立武蔵浦和保育園外49園で使用する電気…………… 5
- さいたま市東部環境センターで使用する電気…………… 5
- さいたま市立高砂小学校外161校で使用する電気…………… 6
- さいたま市立指扇公民館外40館で使用する電気…………… 6

### 特定調達契約の落札者等の公示

- ・さいたま市印刷センター印刷業務…………… 7
- ・さいたま市市税等収納滞納帳票作成業務…………… 7
- ・さいたま市療育センターさくら草送迎バス運行業務…………… 7
- ・さいたま市西部環境センター粗大ごみ処理施設運転管理業務…………… 7

### 競争入札参加資格審査に関する告示（4件）

- 令和5・6年度競争入札の参加資格に関する審査結果…………… 7
- 令和5・6年度建設工事の請負に係る  
競争入札に参加を希望する者の資格審査に関する等級の区分の方法…………… 8
- 令和5・6年度建物管理等、警備及び清掃の業務に係る  
競争入札に参加を希望する者の資格審査に関する等級の区分の方法…………… 14
- 令和5・6年度競争入札参加資格追加審査に関する告示…………… 18

### 一般競争入札の告示（2件）

- さいたま市食品衛生オンラインシステム機器賃貸借…………… 19
- 教育用プロジェクト賃貸借（R5年）…………… 22

### 公募型プロポーザル方式の手続の開始（1件）

- さいたま市区民課窓口（一部）業務…………… 24

## [水道局]

### 特定調達契約の落札者等の公示

- ・次亜塩素酸ナトリウム（単価契約）…………… 28
- ・ガスクロマトグラフ質量分析計の賃貸借及び保守…………… 28
- ・フーリエ変換顕微型赤外分光光度計の賃貸借及び保守…………… 28

○特定調達契約に係る一般競争入札の公告

## さいたま市公告（調達）第46号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和5年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

児童生徒用タブレット型コンピュータ賃貸借（R5年）

#### (2) 借入場所

さいたま市浦和区岸町4-1-29 さいたま市立高砂小学校外

#### (3) 数量・特質等

入札説明書のとおり

#### (4) 借入期間

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和5年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同営業種目で掲載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に掲載のない者（当該営業種目について掲載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和5年4月14日（金）までに資格審査の申請を行うこと。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区岸町6-13-15 さいたま市教育委員会教育研究所

担当 管理係 電話 048（838）0781

#### (2) 交付期間

公告の日から令和5年4月21日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から

午後4時まで)

(3) 交付方法

CD-ROM

(4) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年4月28日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料（設定費用等、当該業務に係る経費の全てを含む。）1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和5年5月11日（木）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町6-13-15 さいたま市教育委員会教育研究所

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月15日(月) 午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区岸町6-13-15 さいたま市立教育研究所3階第3研修室

(4) 入札保証金

見積もった金額(月額)に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月15日(月) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得(平成15年さいたま市制定)第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区岸町6-13-15 さいたま市教育委員会教育研究所  
電話 048(838)0781 FAX 048(838)0888

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額(月額)に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048(829)1179 FAX 048(829)1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

- (3) 契約条項等は、さいたま市教育委員会教育研究所及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Lease contract for tender:

Tablet computers for student use (FY 2023).

- (2) Date and time of tender:

May 15, 2023, 10:00 a.m.

- (3) Contact point for the notice:

Institute of Education, Board of Education, Saitama City

6-13-15 Kishicho, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-0064, Japan

Tel: 048-838-0781

○特定調達契約に係る一般競争入札の中止

**さいたま市公告（調達）第47号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により令和5年2月15日さいたま市公告（調達）第32号において公告した一般競争入札について、次のとおり中止したので、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第14条第2項の規定により公示する。

令和5年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 中止とした一般競争入札

件名 さいたま市立武蔵浦和保育園外49園で使用する電気

2 中止とした理由

入札参加者がいないため。

**さいたま市公告（調達）第48号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により令和5年1月20日さいたま市公告（調達）第17号において公告した一般競争入札について、次のとおり中止したので、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第14条第2項の規定により公示する。

令和5年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 中止とした一般競争入札  
件名 さいたま市東部環境センターで使用する電気
- 2 中止とした理由  
入札参加者がいないため。

#### さいたま市公告（調達）第49号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により令和5年2月15日さいたま市公告（調達）第34号において公告した一般競争入札について、次のとおり中止したので、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第14条第2項の規定により公示する。

令和5年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 中止とした一般競争入札  
件名 さいたま市立高砂小学校外161校で使用する電気
- 2 中止とした理由  
入札参加者がいないため。

#### さいたま市公告（調達）第50号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により令和5年2月15日さいたま市公告（調達）第36号において公告した一般競争入札について、次のとおり中止したので、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第14条第2項の規定により公示する。

令和5年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 中止とした一般競争入札  
件名 さいたま市立指扇公民館外40館で使用する電気
- 2 中止とした理由  
入札参加者がいないため。

○特定調達契約の落札者等の公示

#### さいたま市公告（調達）第51号

次のとおり落札者等について公示します。

令和5年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

「掲載事項」

①案件番号 ②物品等又は特定役務の名称及び数量 ③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ④落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住

所（法人の場合はその名称及び所在地） ⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑦契約の相手方を決定した手続 ⑧公告又は公示をした日 ⑨随意契約によることとした理由

①51-1 ②さいたま市印刷センター印刷業務 一式 ③さいたま市総務局総務部総務課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和5年3月10日 ⑤株式会社MDP 代表取締役 望月一彦 さいたま市浦和区常盤3-1-10 1F ⑥33,210,617円 ⑦随意契約 ⑧令和5年1月20日さいたま市公告（調達）第3号 ⑨地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当

①51-2 ②さいたま市市税等収納滞納帳票作成業務 一式 ③さいたま市財政局税務部収納対策課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和5年3月7日 ⑤株式会社コタニ浦和営業所 所長 平沢貴夫 さいたま市浦和区仲町2-14-7-203 ⑥28,882,260円 ⑦一般競争入札 ⑧令和5年1月20日さいたま市公告（調達）第9号

①51-3 ②さいたま市療育センターさくら草送迎バス運行業務 一式 ③さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターさくら草 さいたま市桜区田島2-16-2 ④令和5年3月6日 ⑤関東自動車株式会社 代表取締役 宇野三花 さいたま市浦和区仲町2-3-19 平田ビル3階 ⑥33,519,420円 ⑦一般競争入札 ⑧令和5年1月20日さいたま市公告（調達）第14号

①51-4 ②さいたま市西部環境センター粗大ごみ処理施設運転管理業務 一式 ③さいたま市環境局施設部西部環境センター さいたま市西区大字宝来52-1 ④令和5年3月9日 ⑤川重環境エンジニアリング株式会社 代表取締役 近藤哲也 東京都江東区木場2-17-12 ⑥97,680,000円 ⑦随意契約 ⑧令和5年1月20日さいたま市公告（調達）第16号 ⑨地方自治法施行令第167条の2第1項第8号該当

○競争入札参加資格審査に関する告示

**さいたま市告示第519号**

**さいたま市水道局告示第32号**

令和5・6年度のさいたま市及びさいたま市水道局における競争入札の参加資格に関する審査結果について、次のとおり公表する。

令和5年3月22日

さいたま市長 清水 勇 人  
さいたま市水道事業管理者 小島 正 明

競争入札参加有資格者数

	市内	県内	県外	合計
建設工事	574	645	1020	2239

設計・調査・測量	163	201	779	1143
土木施設維持管理	274	213	120	607
物品納入等	639	281	1274	2194
業務委託	748	323	1901	2972
合計	2398	1663	5094	9155

※主たる営業所の所在地による

## さいたま市告示第520号

### さいたま市水道局告示第33号

令和5・6年度のさいたま市及びさいたま市水道局が発注する建設工事の請負に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加を希望する者の資格審査に関する等級の区分（以下「等級区分」という。）の方法を定めたので、次のとおり公表する。

令和5年3月22日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市水道事業管理者 小島 正 明

#### 1 等級区分する業種

等級区分は、土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、電気工事業、管工事業、舗装工事業及び造園工事業について行うものとし、他の業種については行わない。

#### 2 等級区分する方法

等級区分は、3に定める資格審査数値及び4に定める技術者数を基に5に定める等級区分基準に従って、業種ごとに行うものとする。

#### 3 資格審査数値

資格審査数値は、次に掲げる点数を合計した数値とする。

##### (1) 経営事項審査の総合評定値

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査の総合評定値（平成20年国土交通省告示第85号（以下「国土交通省告示」という。）第一に規定する経営規模、経営状況、技術力及びその他の審査項目（社会性等）を、国土交通省告示第二に定める基準（以下「国土交通省告示に定める基準」という。）に従って審査し、国土交通省告示並びに平成20年1月31日付け国総建第269号「経営事項審査の事務取扱について」及び同別紙「経営規模等評価の結果を評点で表す方法」（以下「事務取扱別紙」という。）により算出した評点とする。

ただし、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく中小企業等協同組合及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく中小企業団体等（以下「協同組合等」という。）のうち、建設業法第3条の規定による許可を受け、かつ、官公需適格組合の証明を受けた者であって資格審査に係る工事種別の官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者（以下「組合」という。）については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 経営規模及び技術力の審査は、当該組合と5以内の組合員（当該組合の理事並びに当該組合の理事又は組合員が代表者となっている法人を含む。以下同じ。）の次に掲げる事項の合計値を用いて、国土交通省告示に定める基準に準じて行うものとする。

##### (7) 工事の種類別年間平均完成工事高



- (イ) 工事の種類別年間平均元請完成工事高
- (ウ) 自己資本の額
- (エ) 利益額
- (オ) 技術職員の数

イ 経営状況及びその他の審査項目（社会性等）の評点は、当該組合と5以内の組合員の事務取扱別紙に定める当該評点の平均値（小数点以下第1位を四捨五入した数値）を用いるものとする。

(2) 発注者別評価点

発注者別評価点は、次に定める項目の付与点数を合計した点数とする。ただし、発注者別評価点の合計が0点未満となった場合には、発注者別評価点の合計を0点とする。また、協同組合等については、当該協同組合等として要件を満たしている場合を加減点対象とする。

評価項目	条件	付与点数	対象者及び対象業種
災害時復旧協力協定締結	以下のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ さいたま市長と「大規模災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する協定」を締結している団体に加盟し、応急復旧業務・工事に協力することとなっていること</li> <li>○ さいたま市水道事業管理者と「災害時における復旧工事の協力に関する協定」を締結している団体に加盟し、復旧工事に協力することとなっていること</li> <li>○ さいたま市長と「災害時における電気設備の復旧に関する協定」を締結している団体に加盟し、復旧活動等の支援に関して協力することとなっていること</li> <li>○ 上記と類似の協定等について、さいたま市長又はさいたま市水道事業管理者と災害時における応急復旧業務に関する協定等を締結している団体に加盟し、又は協定等を締結し、応急復旧工事に協力することとなっていること</li> </ul> <p>なお、締結している協定等は令和4年9月1日現在有効なもののみとする。</p>	30点	協定締結団体に加盟又は協定を締結している者・申請全業種
品質管理	公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO9001の認証を取得している場合	10点	全者・申請全業種

評価項目	条件	付与点数		対象者及び 対象業種
優秀建設工事 業者表彰	令和3年度・令和4年度に「さいたま 市優秀建設工事業者表彰」を受けた者	受賞1案件につき20 点		受賞者・該当業種
入札参加停止	令和3年1月1日から令和4年12 月31日までの間の入札参加停止の期 間に応じて減点	1月につき－5点		全者・申請全業種
工事成績	① 令和3年1月1日から令和4年1 2月31日までの間に受けた本市発 注工事の工事検査に係る工事成績の 平均点に応じ加減点（共同企業体で の実績は除く。また、実績のない者は 0点とする。）	工事成績 平均点	加減点	全者・該当業種
		82点以上	30点	
		79点以上 82点未満	20点	
		76点以上 79点未満	10点	
		65点以上 76点未満	0点	
		65点未満	－20点	
	② ①の算出の基礎となった工事成績 中65点に満たない案件があった場 合	1案件につき－5点		
地域加算	さいたま市内に建設業法に基づく主 たる営業所を有する者	20点		市内に建設業法 に基づく主たる 営業所を有する 者・申請全業種
女性技術者又 は若手技術者 の雇用	建設業法第7条第2号及び同法第1 5条第2号に規定する専任の技術者（実 務経験のみによるものは除く。）になり 得る女性技術者又は若手技術者（申請日 現在35歳未満の者）が1人以上常勤し ている場合（従業員にあっては申請日 において既に3か月以上の雇用関係にあ り、以後1年以上の雇用が見込まれるも のに限る。）	10点		市内に建設業法 に基づく主たる 営業所を有する 者・申請全業種

評価項目	条件	付与点数	対象者及び対象業種																																										
CPDS/CPD（継続学習）の取組み状況	<p>CPDS/CPD（継続学習）に取り組んでいる技術者の取得した単位数に応じ、申請時に在籍している企業に対し、加点する。ただし、下記①～③については、平成29年10月1日から令和4年9月30日の期間で取得したもの、④については、平成30年4月1日から令和4年9月30日の期間で取得したものとする。</p> <p>① 「一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会」が実施する継続学習制度における企業ごとの取得単位数</p> <p>② 「建築CPD運営会議」が実施する情報提供制度(CPD)における企業ごとの認定時間数</p> <p>③ 「公益社団法人土木学会」が実施する継続教育制度における企業ごとの取得単位数</p> <p>④ 「造園CPD協議会」が実施する継続教育制度(CPD)における企業ごとの取得単位数</p>	<p>①一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会</p> <table border="1" data-bbox="898 398 1187 712"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1～19</td><td>1点</td></tr> <tr><td>20～39</td><td>2点</td></tr> <tr><td>40～59</td><td>4点</td></tr> <tr><td>60～79</td><td>6点</td></tr> <tr><td>80～99</td><td>8点</td></tr> <tr><td>100～</td><td>10点</td></tr> </tbody> </table> <p>②建築CPD運営会議</p> <table border="1" data-bbox="898 790 1187 1104"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1～11</td><td>1点</td></tr> <tr><td>12～23</td><td>2点</td></tr> <tr><td>24～35</td><td>4点</td></tr> <tr><td>36～47</td><td>6点</td></tr> <tr><td>48～59</td><td>8点</td></tr> <tr><td>60～</td><td>10点</td></tr> </tbody> </table> <p>③公益社団法人土木学会、④造園CPD協議会</p> <table border="1" data-bbox="898 1261 1187 1697"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1～49</td><td>1点</td></tr> <tr><td>50～99</td><td>2点</td></tr> <tr><td>100～149</td><td>4点</td></tr> <tr><td>150～199</td><td>6点</td></tr> <tr><td>200～249</td><td>8点</td></tr> <tr><td>250～</td><td>10点</td></tr> </tbody> </table> <p>※申請業種ごとの上限は10点とする</p>	取得単位数	配点	1～19	1点	20～39	2点	40～59	4点	60～79	6点	80～99	8点	100～	10点	取得単位数	配点	1～11	1点	12～23	2点	24～35	4点	36～47	6点	48～59	8点	60～	10点	取得単位数	配点	1～49	1点	50～99	2点	100～149	4点	150～199	6点	200～249	8点	250～	10点	<p>市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者</p> <p>①対象業種 土木工事業 管工事業 舗装工事業</p> <p>②対象業種 建築工事業 電気工事業 管工事業</p> <p>③対象業種 土木工事業 管工事業 舗装工事業</p> <p>④対象業種 造園工事業</p>
取得単位数	配点																																												
1～19	1点																																												
20～39	2点																																												
40～59	4点																																												
60～79	6点																																												
80～99	8点																																												
100～	10点																																												
取得単位数	配点																																												
1～11	1点																																												
12～23	2点																																												
24～35	4点																																												
36～47	6点																																												
48～59	8点																																												
60～	10点																																												
取得単位数	配点																																												
1～49	1点																																												
50～99	2点																																												
100～149	4点																																												
150～199	6点																																												
200～249	8点																																												
250～	10点																																												

評価項目	条件	付与点数	対象者及び 対象業種
障害者雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条に係る報告義務がある場合、申請日直近の6月1日現在において雇用する障害者の数が法定雇用障害者数以上であり、主たる営業所を管轄する公共職業安定所に障害者の雇用に関する報告書を提出した者</li> <li>○ 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る報告義務がない場合、申請日時点において障害者を1人以上雇用し、障害者雇用の状況を提出した者</li> </ul>	20点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
環境への配慮等	JAB又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO14001の認証を取得している場合、又は一般財団法人持続性推進機構によりエコアクション21の認証を取得している場合	10点	全者・申請全業種
子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 従業員100人以下の企業等の場合、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第12条の規定による届出を労働局へ提出した者（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）、又は同法第15条の2の規定による認定を受けている者</li> <li>○ 従業員101人以上の企業等の場合、同法第13条又は第15条の2の規定による認定を受けている者</li> </ul>	10点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種

評価項目	条件	付与点数	対象者及び対象業種
女性の活躍推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 従業員100人以下の企業等の場合、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第8条の規定による届出を労働局へ提出した者(申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること)、又は同法第12条の規定による認定を受けている者</li> <li>○ 従業員101人以上の企業等の場合、同法第9条又は第12条の規定による認定を受けている者</li> </ul>	10点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
消防団協力事業所	さいたま市消防団協力事業所表示制度実施要綱第6条の規定により、消防団協力事業所として認定を受けている者	10点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
協力雇用主	法務省さいたま保護観察所に協力雇用主として登録されている者	10点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
その他	以下のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ さいたま市と包括連携協定を締結している者</li> <li>○ さいたま市SDGs認証企業として認証されている者</li> <li>○ さいたま市健康経営企業として認定されている者</li> </ul>	10点	該当者・申請全業種

#### 4 技術者数

技術者数は、1級相当技術者の数であり、さいたま市競争入札参加資格に関する公示に定める資格審査基準日の経営事項審査における総合評定値通知書の技術職員数の一級欄に記載された者の数とする。なお、官公需適格組合については、3(1)ア(オ)に定める技術職員のうち1級相当技術者の合計値とする。

## 5 等級区分基準

### (1) 土木工事業

等級	基準
S	資格審査数値が1000点以上、かつ、1級相当技術者数が10人以上
A	資格審査数値が800点以上、かつ、1級相当技術者の数が5人以上
B	資格審査数値が700点以上、かつ、1級相当技術者の数が2人以上
C	S、A及びBの基準に該当しない場合

### (2) 建築工事業

等級	基準
S	資格審査数値が1000点以上、かつ、1級相当技術者数が10人以上
A	資格審査数値が800点以上、かつ、1級相当技術者の数が3人以上
B	資格審査数値が700点以上、かつ、1級相当技術者の数が1人以上
C	S、A及びBの基準に該当しない場合

### (3) とび・土工工事業、電気工事業及び舗装工事業

等級	基準
A	資格審査数値が820点以上、かつ、1級相当技術者の数が3人以上
B	資格審査数値が710点以上
C	資格審査数値が710点未満

### (4) 管工事業

等級	基準
A	資格審査数値が820点以上、かつ、1級相当技術者の数が3人以上
B	資格審査数値が710点以上、かつ、1級相当技術者の数が1人以上
C	A及びBの基準に該当しない場合

### (5) 造園工事業

等級	基準
A	資格審査数値が750点以上、かつ、1級相当技術者の数が1人以上
B	資格審査数値が600点以上
C	資格審査数値が600点未満

さいたま市告示第521号

さいたま市水道局告示第34号

令和5・6年度のさいたま市及びさいたま市水道局が発注する建物管理等、警備及び清掃の業務に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加を希望する者の資格審査に関する等級の区分（格付）（以下「等級区分」という。）の方法を定めたので、次のとおり公表する。

令和5年3月22日

さいたま市長 清水 勇 人  
さいたま市水道事業管理者 小 島 正 明

#### 1 等級区分する方法

等級区分は、2に定める資格審査数値を基に5に定める等級区分基準に従って、業務ごとに行う

ものとする。

## 2 資格審査数値

資格審査数値は、3に定める経営財務状況の点数に4に定める発注者別評価項目の点数を加算した数値とする。ただし、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合（以下「協同組合等」という。）のうち、官公需適格組合の証明を受けた者であって資格審査に係る業務の官公需適格組合の算出方法の特例の適用を希望する者（以下「組合」という。）の資格審査数値は、3(6)に定める「営業期間」を除き当該組合と5以内の組合員（当該組合の理事並びに当該組合の理事又は組合員が代表者となっている法人を含む。以下同じ。）の合計値を用いて算出するものとする。

## 3 経営財務状況の点数

経営財務状況の点数は、次に定める項目の点数の合計とする。

### (1) 平均売上額

平均 売上額	20億円以上	15億円以上 20億円未満	10億円以上 15億円未満	7億円以上 10億円未満	4億円以上 7億円未満	3億円以上 4億円未満
点数	35点	33点	31点	29点	27点	25点
平均 売上額	2億円以上 3億円未満	15千万円以上 2億円未満	1億円以上 15千万円未満	8千万円以上 1億円未満	6千万円以上 8千万円未満	45百万円以上 6千万円未満
点数	23点	21点	19点	17点	15点	13点
平均 売上額	3千万円以上 45百万円未満	2千万円以上 3千万円未満	1千万円以上 2千万円未満	5百万円以上 1千万円未満	5百万円未満	/
点数	11点	9点	7点	5点	3点	

### (2) 自己資本の額

自己資本 の額	1億円以上	8千万円以上 1億円未満	6千万円以上 8千万円未満	45百万円以上 6千万円未満	3千万円以上 45百万円未満	2千万円以上 3千万円未満
点数	15点	14点	13点	11点	9点	7点
自己資本 の額	1千万円以上 2千万円未満	5百万円以上 1千万円未満	1百万円以上 5百万円未満	0円以上 1百万円未満	マイナス資本	/
点数	5点	3点	2点	1点	-2点	

### (3) 流動比率

流動 比率	150以上	130以上 150未満	110以上 130未満	90以上 110未満	70以上 90未満	70未満
点数	15点	12点	9点	6点	3点	1点

### (4) 自己資本比率

自己資本 比率	50以上	40以上 50未満	30以上 40未満	20以上 30未満	10以上 20未満	10未満
点数	15点	12点	9点	6点	3点	1点

### (5) 従業員数

従業員数	300人以上	100人以上 300人未満	50人以上 100人未満	10人以上 50人未満	10人未満
点数	10点	8点	6点	4点	1点

(6) 営業期間

営業期間	10年以上	5年以上 10年未満	3年以上 5年未満	2年以上 3年未満	1年以上 2年未満	1年未満
点数	10点	8点	6点	4点	2点	0点

4 発注者別評価項目の点数

発注者別評価項目の点数は、次に定める項目の点数の合計とする。ただし、発注者別評価項目の点数の合計が0点未満となった場合には、発注者別評価項目の点数の合計を0点とする。

(1) 障害者雇用

雇用	法定雇用障害者数以上を雇用している	法定雇用障害者数以上を雇用していない
点数	5点	0点

- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条に係る報告義務がある場合、申請日直近の6月1日現在において雇用する障害者の数が法定雇用障害者数以上であり、主たる営業所を管轄する公共職業安定所に障害者の雇用に関する報告書を提出した者
- 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る報告義務がない場合、申請日時点において障害者を1人以上雇用し、障害者雇用の証明書を提出した者

なお、協同組合等については、当該協同組合等として要件を満たしている場合を加点対象とする。

(2) 子育て支援

届出 又は 認定	有	無
点数	5点	0点

- 従業員100人以下の企業等の場合、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第12条の規定による届出を労働局へ提出した者（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）又は同法第15条の2の規定による認定を受けている者
  - 従業員101人以上の企業等の場合、同法第13条又は第15条の2の規定による認定を受けている者
- なお、協同組合等については、当該協同組合として要件を満たしている者を加点対象とする。



(3) 女性の活躍推進

届出	有	無
点数	5点	0点

- 従業員100人以下の企業等の場合、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第8条の規定による届出を労働局へ提出した場合（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）又は同法第12条の規定による認定を受けている者
  - 従業員101人以上の企業等の場合、同法第9条又は第12条の規定による認定を受けている者
- なお、協同組合等については、当該協同組合として要件を満たしている者を加対象とする。

(4) ISO・エコアクション21認証取得

認証取得	ISO9001		ISO14001 又は エコアクション21	
	有	無	有	無
点数	5点	0点	5点	0点

- ISO9001  
公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO9001の認証を取得している場合
  - ISO14001又はエコアクション21  
JAB又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO14001の認証を取得している場合、又は一般財団法人持続性推進機構によりエコアクション21の認証を取得している場合
- なお、ISO9001、ISO14001又はエコアクション21のいずれの場合も、協同組合等については、当該協同組合等としての認証取得を加対象とする。

(5) その他

締結、 認証 又は認定	さいたま市と包括連携協定、 さいたま市SDGs企業 又はさいたま市健康経営企業	
	有	無
点数	5点	0点

- 以下のいずれかに該当する者
- さいたま市と包括連携協定を締結している者
  - さいたま市SDGs企業として認証されている者
  - さいたま市健康経営企業として認定されている者

(6) 入札参加停止

入札参加停止	令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間の 入札参加停止期間に応じて減点
点数	1月につき－1点

5 等級区分基準

等級	基準
A	資格審査数値が70点以上
B	資格審査数値が50点以上70点未満
C	資格審査数値が50点未満

さいたま市告示第522号

さいたま市水道局告示第35号

さいたま市及びさいたま市水道局が発注する建設工事の請負（以下「建設工事」という。）、設計、調査及び測量の業務の委託（以下「設計・調査・測量」という。）、道路、河川、苑地及び下水道の維持管理業務の委託（以下「土木施設維持管理」という。）、物品の製造の請負、買入れ、借入れ、修理及び不用品の買受等（以下「物品納入等」という。）及び建物管理等役務の提供に関する業務の委託（以下「業務委託」という。）の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその申請方法を定めた告示（令和4年8月5日さいたま市告示第1211号及びさいたま市水道局告示第133号）17の規定に基づき追加の資格審査を実施するので、次のとおり公示する。

令和5年3月22日

さいたま市長 清水 勇 人  
さいたま市水道事業管理者 小 島 正 明

1 資格審査申請の受付

(1) 受付期間

ア 建設工事、設計・調査・測量及び土木施設維持管理

(ア) 新規：令和5年5月1日から令和5年5月19日まで

(イ) 追加：令和5年5月1日から令和5年5月26日まで

イ 物品納入等及び業務委託

令和5年5月8日から令和5年5月19日まで

(2) 受付方法

ア 建設工事、設計・調査・測量及び土木施設維持管理

郵送による申請（持参不可）。各受付期間最終日の消印有効

イ 物品納入等及び業務委託

郵送による申請（持参不可）。令和5年5月19日消印有効

(3) 郵送先

ア 建設工事、設計・調査・測量及び土木施設維持管理

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県総務部入札審査課審査担当（工事）

イ 物品納入等及び業務委託

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

(4) その他

ア 建設工事、設計・調査・測量及び土木施設維持管理

令和５・６年度建設工事請負等競争入札参加資格審査申請の手引第１回追加申請用による。

イ 物品納入等及び業務委託

令和５・６年度さいたま市競争入札参加資格審査申請の手引第１回追加申請用による。

## ２ 競争入札参加資格の有効期間

令和５年８月１日から令和７年３月３１日まで

### ○一般競争入札の告示

#### さいたま市告示第５５１号

さいたま市食品衛生オンラインシステム機器賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６の規定に基づき公告する。

令和５年３月２９日

さいたま市長 清水 勇 人

#### １ 競争入札に付する事項

##### (1) 件名

さいたま市食品衛生オンラインシステム機器賃貸借

##### (2) 借入場所

さいたま市中央区鈴谷７－５－１２ さいたま市保健福祉局保健所食品衛生課外

##### (3) 数量・特質等

仕様書のとおり

##### (4) 借入期間

令和５年１０月１日から令和１０年９月３０日まで

#### ２ 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和３・４年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で登載され、かつ、引き続き同営業種目で令和５・６年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

イ 施行令第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受け

ている期間がない者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市中央区鈴谷 7-5-12 さいたま市保健福祉局保健所食品衛生課  
担当 小泉、新美 電話 048(840)2226

#### (2) 交付期間

告示の日から令和5年4月11日(火)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

#### (3) 交付費用

無償

### 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

#### (2) 受付期間

3(2)に同じ

#### (3) 受付場所

3(1)に同じ

#### (4) 提出方法

持参

### 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

3(1)に同じ

#### (2) 交付日時

令和5年4月14日(金)午前9時から午後4時まで

#### (3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

### 6 入札手続等

#### (1) 入札方法

単価(月額)で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であ

るかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年4月24日(月) 午前10時00分

イ 場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健所1階食品衛生課執務室

(3) 入札保証金

見積もった金額(月額)に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年4月24日(月) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健福祉局保健所保健総務課

電話 048(840)2205 FAX 048(840)2228

(8) 業務を担当する課

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健福祉局保健所食品衛生課

電話 048(840)2226 FAX 048(840)2232

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額(月額)に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局保健所食品衛生課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第544号

教育用プロジェクト貸借（R5年）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年3月28日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

教育用プロジェクト貸借（R5年）

#### (2) 借入場所

さいたま市浦和区岸町4-1-29 さいたま市立高砂小学校外

#### (3) 数量・特質等

仕様書のとおり

#### (4) 借入期間

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で登載され、かつ、引き続き同営業種目で令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

### 3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区岸町6-13-15 さいたま市教育委員会教育研究所  
担当 管理係 電話 048(838)0781

#### (2) 交付期間

告示の日から令和5年4月21日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

- (3) 交付方法  
CD-ROM
- (4) 交付費用  
無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出  
本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
  - (1) 提出書類
    - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
    - イ 入札説明書に定める書類
  - (2) 受付期間  
3(2)に同じ
  - (3) 受付場所  
3(1)に同じ
  - (4) 提出方法  
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付  
確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
  - (1) 交付場所  
3(1)に同じ
  - (2) 交付日時  
令和5年4月28日（金）午前9時から午後4時まで
  - (3) その他  
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 入札手続等
  - (1) 入札方法  
単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料（設定費用等、当該業務に係る経費の全てを含む。）1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (2) 入札の日時及び場所
    - ア 日時  
令和5年5月15日（月）午前10時30分
    - イ 場所  
さいたま市浦和区岸町6-13-15    さいたま市立教育研究所3階第3研修室

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月15日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区岸町6-13-15 さいたま市教育委員会教育研究所  
電話 048(838)0781 FAX 048(838)0888

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市教育委員会教育研究所及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

○公募型プロポーザル方式の手続の開始

**さいたま市告示第471号**

さいたま市区民課窓口（一部）業務について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施します。つきましては、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和5年3月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項



- (1) 件名  
さいたま市区民課窓口（一部）業務
  - (2) 履行場所  
さいたま市西区西大宮 3-4-2 外
  - (3) 業務概要  
さいたま市区民課窓口（一部）業務仕様書のとおり（以下「仕様書」という。）
  - (4) 履行期間  
令和 5 年 9 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日まで
  - (5) 予算の上限額  
1,782,713,240 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 2 企画提案書の提出者の資格に関する事項
- 企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。
- (1) 本告示日において令和 3・4 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」の受注希望業務「人材派遣」で登載され、かつ、引き続き令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。
  - (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
    - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 条第 1 項各号に掲げる者
    - イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
  - (3) 本告示日から企画提案書提出期限までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 19 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 13 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。
  - (4) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）に基づく協業組合にあつては、その組合員が、本件に参加していない者であること。
  - (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準 JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けている者であること。
  - (6) 平成 31（令和元）年度以降、住民異動系業務、証明書等請求受付・交付窓口業務、住民記録システム等入力等業務若しくは郵送請求等処理業務又は類する業務のうち複数種類の業務を、単一契約で受託又は同一履行期間に複数契約で受託し、かつ適切に業務を完了（完了見込みを含む。）した実績を有する者であること。
- 3 企画提案に係る実施要項等の交付
- 企画提案書の提出を希望する者に対し、企画提案実施要項、仕様書等を直接又は郵送で交付するものとする。交付を希望する者は、受付先に電話で連絡すること。

- (1) 交付方法  
CD-ROM
  - (2) 受付先  
さいたま市浦和区常盤6-4-4    さいたま市役所8階    さいたま市市民局区政推進部  
担当 住民記録戸籍担当  
電話 048(829)1833    FAX 048(829)1992
  - (3) 受付期間  
本告示日から令和5年4月14日(金)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後4時まで)
  - (4) 交付費用  
無償
- 4 参加意思の表明手続
- 企画提案書の提出を希望する者は、参加申込及び参加資格確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、確認審査を受けていない者は、参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類  
ア 参加意思表明書  
イ 企画提案実施要項に定める書類
  - (2) 受付期間  
3(3)に同じ  
※郵送の場合は令和5年4月14日(金)必着
  - (3) 送付先  
3(2)に同じ
  - (4) 提出方法  
持参又は郵送(書留郵便(簡易書留郵便を含む。))により提出期間内必着。)
- 5 参加資格確認通知書の交付
- 確認審査終了後、参加資格確認通知書を交付するものとする。
- (1) 交付方法  
電子メール及び郵送とする。
  - (2) 交付日  
令和5年4月20日(木)までに交付する。
- 6 質問の受付及び回答
- 企画提案書の提出を希望する者は、企画提案に関する事項について、電子メールで次のとおり質問することができる。なお、電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。詳細は、企画提案実施要項による。
- (1) 受付期間  
本告示日から令和5年4月5日(水)午後4時まで
  - (2) 受付先

ア 電子メールアドレス  
[kusei-suishin@city.saitama.lg.jp](mailto:kusei-suishin@city.saitama.lg.jp)

イ 到達確認に関する問い合わせ先  
3(2)に同じ

(3) 質問に対する回答

さいたま市ホームページに、質問及び回答を公表する。

ア 回答日

令和5年4月11日(火)までに公表する。

イ ホームページアドレス

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p071798.html>

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書 正本1部、副本10部

イ 見積書及び見積内訳書 正本1部

(2) 提出期間

令和5年4月21日(金)から令和5年4月25日(火)まで(持参の場合は、休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 提出場所

3(2)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便(簡易書留郵便を含む。))により提出期間内必着。)

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格条件を満たさなくなった者が提出した企画提案書

イ 虚偽の記載をした企画提案書

ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書

エ 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載した者が提出した企画提案書

オ プレゼンテーションに参加しなかった者が提出した企画提案書

8 プレゼンテーションの実施

企画提案書を補完するため、プレゼンテーションを実施する。

9 業者決定の方法

業者の決定に当たっては、さいたま市区民課窓口(一部)業務委託事業者選定委員会において書類審査を行い決定する。なお、審査方法等詳細については、企画提案実施要項を参照すること。

10 本招請に関する事務を担当する課

3(2)に同じ

11 その他

(1) 最優秀提案者特定の日(翌日)から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。

(2) 本業務において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (3) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (5) 企画提案の審査結果は、企画提案の具体的内容を除き、公表する。
- (6) 契約条項等は、さいたま市市民局区政推進部及びホームページにおいて閲覧できる。  
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (7) 詳細は、企画提案実施要項による。

〔水道局〕

○特定調達契約の落札者等の公示

**さいたま市水道局公告（調達）第7号**

次のとおり落札者等について公示します。

令和5年3月31日

さいたま市水道事業管理者 小島正明

「掲載事項」

①案件番号 ②物品等又は特定役務の名称及び数量 ③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ④落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地） ⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑦契約の相手方を決定した手続 ⑧公告又は公示をした日 ⑨随意契約によることとした理由

①7-1 ②次亜塩素酸ナトリウム（単価契約） 493,000kg ③さいたま市水道局業務部管財課 さいたま市浦和区常盤6-14-16 ④令和5年3月9日 ⑤大和化成株式会社埼玉営業所 所長 田中正月 埼玉県幸手市上吉羽字堤外1870-17 ⑥73,700円（単価） ⑦一般競争入札 ⑧令和5年1月20日さいたま市水道局公告（調達）第1号

①7-2 ②ガスクロマトグラフ質量分析計の賃貸借及び保守 一式 ③さいたま市水道局業務部管財課 さいたま市浦和区常盤6-14-16 ④令和5年3月9日 ⑤三菱HCキャピタル株式会社本社 執行役員 安栄香純 東京都千代田区丸の内1-5-1 ⑥52,984,800円 ⑦一般競争入札 ⑧令和5年1月20日さいたま市水道局公告（調達）第2号

①7-3 ②フーリエ変換顕微鏡型赤外分光光度計の賃貸借及び保守 一式 ③さいたま市水道局業務部管財課 さいたま市浦和区常盤6-14-16 ④令和5年3月9日 ⑤三菱HCキャピタル株式会社本社 執行役員 安栄香純 東京都千代田区丸の内1-5-1 ⑥31,680,000円 ⑦一般競争入札 ⑧令和5年1月20日さいたま市水道局公告（調達）第3号